

静岡県告示第675号

医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第540号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月6日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
別表			別表		
補助の対象		補助額	補助の対象		補助額
補助対象経費	補助基準額		補助対象経費	補助基準額	
スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積1平方メートル当たり基準単価17,800円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを施設ごとと比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以内	スプリンクラー整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額と、消火ポンプユニットを整備する場合は①及び②に限り1施設当たり2,019,000円を加算する。 ① 通常型スプリンクラー 対象面積1平方メートル当たり基準単価19,900円 ② 水道連結型スプリンクラー 対象面積1平方メートル当たり基準単価19,200円 ③ パッケージ型自動消火設備 対象面積1平方メートル当たり基準単価23,200円 ④ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積1平方メートル当たり基準単価22,600円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを施設ごとと比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以内
自動火災報知	(略)		自動火災報知	(略)	補助対象経

設備整備のために 必要な工事費 又は工事請負費			設備整備のために 必要な工事費 又は工事請負費		<u>費の実支出額</u> <u>と補助基準額</u> <u>とを施設ごと</u> <u>に比較してい</u> <u>ずれか少ない</u> <u>額と、総事業</u> <u>費から寄附金</u> <u>その他の収入</u> <u>額を控除した</u> <u>額とを比較し</u> <u>ていずれか少</u> <u>ない額（算出</u> <u>された額に</u> <u>1,000円未満</u> <u>の端数が生じ</u> <u>た場合には、</u> <u>これを切り捨</u> <u>てた額）以内</u>
-------------------------------	--	--	-------------------------------	--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号を次のように改める。

経費所要額調 (変更経費所要額調、経費所要額精算書)

(事業者名)

施設名 (棟名)	区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出(予定)額	基準額				選定額	補助所要額	備考
						単位	単価	加算額	基準額 (G)			
		(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)	(F)	(F)'	= (E) × (F) + (F)'	(H)	(I)	
		円	円	円	円		円	円	円	円	円	

(注)

- 1 本表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「区分」欄は、別表の補助対象経費の欄に掲げる対象経費を記入すること。
- 3 「基準額」欄は、別表の補助基準額の欄に掲げる基準額を記入すること。
- 4 自動火災報知設備整備の場合は、「単位」欄に整備施設数を記入すること。
- 5 消火ポンプユニットを整備する場合は、通常型スプリンクラー及び水道連結型スプリンクラーに限り、「加算額」欄に別表の補助基準額の欄に掲げる加算額を記入すること。
- 6 「選定額」欄は、区分ごとに(D)と(G)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 7 「補助所要額」欄は、次により記入すること。
 - (1) スプリンクラー整備の場合は、(C)と(H)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)
 - (2) 自動火災報知設備整備の場合は、(C)と(H)とを比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。